平成２１年（フ）第２４４号
山口県周南市大字徳山951番地の107
債務者　今田　　恵
1　決定年月日時　平成21年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月18日午前11時
山口地方裁判所周南支部

平成２１年（フ）第６３５号
青森市筒井３丁目16番６号
債務者　成田　陽紀
1　決定年月日時　平成21年12月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月25日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第５６８号
静岡県浜松市中区鴨江２丁目31番５号　ハイム小鹿301
債務者　岩瀬　麻里
1　決定年月日時　平成21年12月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月19日午後２時
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第６２４号
静岡県浜松市東区北島町376番地
債務者　坂井　國次
1　決定年月日時　平成21年12月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月19日午後２時
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第６２５号
静岡県浜松市東区北島町376番地
債務者　坂井　悦子
1　決定年月日時　平成21年12月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月19日午後２時
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第３２０号
長崎県佐世保市針尾中町1890番地の１
債務者　野嵜　勇次
1　決定年月日時　平成21年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月19日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２１年（フ）第３２１号
長崎県佐世保市針尾中町1890番地の１
債務者　野嵜はる子
1　決定年月日時　平成21年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月19日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２１年（フ）第３３８号
長崎県西海市大島町1845番地
債務者　入江　幸治
1　決定年月日時　平成21年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月29日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２１年（フ）第３４２号
長崎県北松浦郡江迎町末橘免581番地１
債務者　岩佐　奈祐
1　決定年月日時　平成21年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月29日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２１年（フ）第３４４号
長崎県北松浦郡佐々町須崎免506番地
債務者　久村　　斉
1　決定年月日時　平成21年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月19日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２１年（フ）第３５１号
長崎県佐世保市黒髪町７番８―602号
債務者　笠原　　智
1　決定年月日時　平成21年12月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月29日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２１年（フ）第３５８号
長崎県佐世保市針尾東町28番地２
債務者　松永　英安
1　決定年月日時　平成21年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月29日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２１年（フ）第３６３号
長崎県北松浦郡佐々町口石免1335番地２　雇用促進住宅１棟304号室
債務者　藤村　重晴
1　決定年月日時　平成21年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月19日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２１年（フ）第３６５号
長崎県佐世保市有福町4183番地３
債務者　山河　　章
1　決定年月日時　平成21年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月29日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２１年（フ）第３６６号
長崎県佐世保市有福町4183番地３
債務者　山河　初子
1　決定年月日時　平成21年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月29日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２０年（フ）第９１０号
静岡県焼津市本中根683番地　ヨークハウス本中根201、旧住所静岡県焼津市中根新田1178番地の３
債務者　鈴木　　愛
1　決定年月日時　平成21年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月15日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部